

新規事業

1

地域福祉推進基金の創設と事業内容



基金設置の目的

- ①厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」や「鹿児島県共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会報告」等に対応した県社協独自の地域福祉推進
- ②韓国全羅北道との交流など国際交流の推進

※①は、これによって地域の福祉活動が具体的に動き出す呼び水になることを狙ったものです。

基金の性格及び設置期間、設置額

基金は、毎年度実施する目的に掲げる県社協独自事業の財源に充当するため、**取り崩し型の基金**とし、平成21年度から平成25年度までの5年間設置します。また、**基金の額は50,000千円**です。

実施事業

(1) 地域福祉推進事業

(市町村社協等助成事業)

地域の中では、公的な制度やサービスにはなじみ難い住民の生活上の様々な課題が生じています。こうした生活課題に対応し、地域住民の日常生活を支える地域福祉の実践活動を市町村社協等から募集し、助成を行い、助成を通して、地域での共助活動の活性化を図ります。

助成対象	市町村社協等
助成額・助成率	事業費の $\frac{8}{10}$ 以内で 1,000千円を上限
助成ヶ所	6ヶ所
助成内容	既存の補助制度、委託事業の対象にならない地域での住民生活を支える実践活動。

右図（イメージ）のように、1次支援として、地域での見守り活動を基盤として生活課題の把握を行い、2次支援として、日常的な生活課題への対応を中心とした支援事業を実施。3次支援として、これら以外に対応が必要な生活課題への支援事業を実施するものです。



(2) 県民生活力育成支援モデル事業フォローアップ事業

この事業は、NPO法人が実施する「いじめ・不登校等のケース処遇サポート事業」「引きこもり若者の社会参加支援事業」の2事業を援助するもので、効果測定・問題点等の検証を通して、将来後続する同種事業の充実を図るものであります。